

『離職を余儀なくされる従業員の再就職を支援するための施策、キャリアチェンジを希望する中高年人材の受入れを支援する施策を知りたい』

労働移動支援助成金

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等の再就職援助のための措置等を講じる事業主に対して助成するものであり、当該労働者の早期再就職並びに移籍による失業なき労働移動の促進を目的としています。

①再就職支援奨励金

対象となる方

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託して行う事業主等

支援内容

支給対象事業主		中小企業事業主以外 【うち45歳以上の対象者】	中小企業事業主 【うち45歳以上の対象者】
支給 額 ・ 段階	委託開始申請分	10万円	
	再就職実現申請分(※)	委託費用× 1／2【2／3】－10万円	委託費用× 2／3【4／5】－10万円

※離職から6か月以内【45歳以上は9か月以内】に再就職を実現した対象者分について助成

- 訓練・グループワークを実施した場合に、助成金の上乗せがあります。
 - ・再就職支援の一部として訓練の実施を委託した場合、訓練の実施期間1か月につき6万円を上乗せ(3か月分が上限)
 - ・3回以上のグループワークの実施を委託した場合、1万円を上乗せ
- 事業主が、対象者に対して在職中から円滑な求職活動が行えるように求職活動のための休暇を付与した場合、休暇1日当たり5千円(中小企業事業主は8千円)を上限として助成されます。(180日分が上限)

ご利用方法

- (1)再就職援助計画等を作成し、管轄のハローワークに提出、ハローワークより認定を受ける
- (2)職業紹介事業者に再就職支援を委託、休暇付与等の支援を実施
- (3)委託契約日翌日から2か月内に、労働局又はハローワークに委託開始申請分の支給申請、受給
- (4)離職日の翌日から6か月後(又は9か月後)の翌日から起算して2か月以内に、再就職実現申請分の支給申請、受給

②受入れ人材育成支援奨励金

対象となる方

（早期受入れ支援）

再就職援助計画等の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れ、継続して雇用することが確実である事業主

（人材育成支援）

再就職援助計画等の対象となった労働者を雇い入れ、当該労働者に訓練を実施する事業主

支援内容

（早期受入れ支援）

1人当たり40万円。

（人材育成支援）

訓練の種類	助成対象	支給額
Off-JT	賃金助成	1時間当たり 800 円（※1）
	訓練経費助成	実費相当額 上限 30 万円
OJT	訓練実施助成	1時間当たり 700 円（※2）

※1 1人当たり1,200時間が上限。

※2 1人当たり680時間が上限。

ご利用方法

（早期受入れ支援）

（1）対象労働者の雇入れ

（2）雇い入れの翌日から6か月後の翌日から起算して2か月以内に、支給申請、受給

（人材育成支援）

（1）対象労働者の雇入れ

（2）職業訓練計画の作成、職業能力開発推進者の選任

（3）受給資格認定申請（職業訓練計画を含む）を労働局又はハローワークに提出、認定を受ける

（4）職業訓練計画に基づき訓練実施

（5）職業訓練計画期間の終了した日の翌日から起算して2か月以内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給

③キャリア希望実現支援助成金

対象となる方

(生涯現役移籍受入支援)

自発的にキャリアチェンジを希望する40歳以上60歳未満の労働者を、移籍により受け入れる事業主(65歳を超えて働くことのできる企業に限る)

(移籍人材育成支援)

労働者を移籍によって受け入れ、又は労働者を在籍出向によって受け入れた後に移籍に切り換え、当該労働者に訓練を実施する事業主

支援内容

(生涯現役移籍受入支援)

1人当たり40万円。

(移籍人材育成支援)

訓練の種類	助成対象	支給額
Off-JT	賃金助成	1時間当たり 800 円 (※1)
	訓練経費助成	実費相当額 上限 30 万円
On-JT	訓練実施助成	1時間当たり 700 円 (※2)

※1 1人当たり1,200時間が上限。

※2 1人当たり680時間が上限。

ご利用方法

(生涯現役移籍受入支援)

(1)対象労働者の受入れ

(2)移籍により受け入れた日の翌日から6か月後の翌日から起算して2か月以内に、支給申請、受給

(移籍人材育成支援)

(1)対象労働者の受入れ

(2)職業訓練計画の作成、職業能力開発推進者の選任

(3)受給資格認定申請(職業訓練計画を含む)を労働局又はハローワークに提出、認定を受ける

(4)職業訓練計画に基づき訓練実施

(5)職業訓練計画期間の終了した日の翌日から起算して2か月以内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)又は都道府県労働局

URL(ハローワーク): <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL(労働局): <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>